

岡

町

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

情

政

事

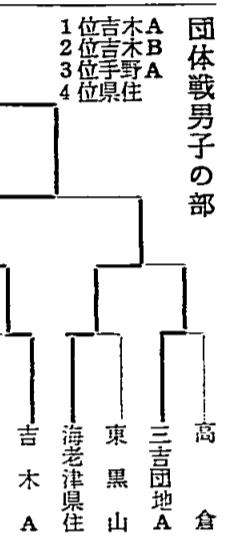
情

卓 球 大 会

七月六日岡中で公民館対抗卓球大会を実施、男子十六、女子二チームの参加で熱戦を展開。マナーも技術も伸びとれでこそ更に技術も伸びと

も非常に向上しており、見ても気持ちがよい。これでこそ更に技術も伸びと

る。女子二チームの参加で熱戦を展開。マナーも技術も伸びと



議会だより
第二回定期町議会は、六月一二日招集、会期二十九日間と決定、岡垣町国民健康保険条例の一項改正について（除額一人につき四五百円に改めるもの）

（現在の公告式条例は昭和二年に判定されたもので、自治法の改正により改めるもの）

上程議案

1、岡垣町国民健康保険税

二日招集、会期二十九日間と決定、岡垣町国民健康保

税条例の一項改正について（除額一人につき四五百円に改めるもの）

（現在の公告式条例は昭和二年に判定されたもので、自治法の改正により改めるもの）

可決されました。

上程議案

1、岡垣町国民健康保険税

二日招集、会期二十九日間と決定、岡垣町国民健康保

税条例の一項改正について（除額一人につき四五百円に改めるもの）

（現在の公告式条例は昭和二年に判定されたもので、自治法の改正により改めるもの）

可決されました。

上程議案

1、岡垣町役場庁舎建設工

事の請負契約について

(1) 契約の目的、役場庁舎

建設工事。

(2) 契約の方法、指名競走

入札による契約。

(3) 工事内容、契約金額、

契約の相手方。

建築工事、八七、〇〇〇

、〇〇〇円、株式会社

浅沼組福岡支店。

契約の相手方。

建築工事、八七、〇〇〇

、〇〇〇円、株式会社

式会社三晃商会九州支

店。

空調設備工事、二一、三

八〇、〇〇〇円、株

式会社三晃商会九州支

店。

申込みの代行、および契

約保証金として、二、八〇

〇円前後徴収し、電信電話

債券を買いたる等、電話の

申し込みに対し九州電信

社が代行した場合

電話が早くくつ等のパンフレット

を配布しておりますが、

とのないよう電話のお申

し込みには印鑑證明書一

通と、代人のお申し込み

した。設置基準により原

則として申し込みの順序

により、とりつけいたし

ておりますので、一部申

し込みの代行者によつて

電話が早くくつといふこ

とは絶対ありませんので

申し込みの式紙代等は

(4)

交通事故から賠償請求まで

財団法人福岡県交通安全協会

がいて、「一、二度
舞いにきただけで、
の後は全然寄りつか
ない。加害者は全く説
がない」と、最初か
不満を訴え、感情的

50万円) 要求できる項

C 学生アルバイト
者であっても一日七百円が支給される。

はっている人がいるが、入院費が高くなれば、それだけ治療費がかさみ、被患者の取り分が少なくなるということがある。極端に云えば治療費が五〇万円かかれれば

寺
(元松原)
たのは、江戸期からで、今

交通安全の確保】に関する資料

(九月の実施目標)

保護者が守ること	車は急に止まらない。どんなときでも、絶対に道路にとび出したりしない。
子どもを危険な道路や踏切の近くで遊ばせない。 車や電車等は、こわいものであるということを教えておく。	車は急に止まらない。どんなときでも、絶対に道路にとび出したりしない。

幼児に繰り返し教えること	(1) 横断歩道を見て渡る習慣をつけたの。 (2) 横断歩道を渡るときは、手をあわせてから、その車を完全に越してから、その車を追い越して渡る。
忙しいときほど、幼児の動きに気を配つて眼を離さないようにする。 うに心がける。 うに心がける。	(1) 横断歩道を見て渡る習慣をつけたの。 (2) 横断歩道を渡るときは、手をあわせてから、その車を完全に越してから、その車を追い越して渡る。

夜道のひとり歩きに 110番ブザーを

財団法人福岡県交通安全協会	
(1) 被害者としては先ず 1、相手の住所、氏名 年令、車の所有者、車 の種別、車の番号、保 険会社名、保険番号等 を確かめ、メモしてお くこと。	1、事故に会つたら 口、軽いけがでも必ず医 師の診察を受けておく こと。
(2) 加害者としては 1、人身事故の場合は、 先ず何をおいても、被 害者の救護措置を講じ たうえ、速やかに最寄 りの警察署（派出所、 駐在所でもよい）に届 けること。運転者がこ れらのことを怠ると、 処罰されたうえに賠償 問題でも不利になるの で注意すること。軽い けがの場合、単に「大 丈夫か」「どうもしな かったか」と口で確か めただけで行つてしま うとひき逃げとみなさ れることがある。	2、示談前に予備知識を備 えておくこと
(3) 加害者・被害者 に届けずに示談でかた ずけようとする事例が 多い。話がうまく行け ば問題はないが、話が こじれて賠償金が得ら れないようになつたと き、警察に届けていな ければ警察の事故証明 が取れないでの、保険 請求がむつかしくなる このような場合は、後 からでもよいから被 害者の方からでも警察に 届けること。	1、事故に会つたらすぐにで も保険金がもらえると 誤解したり、すぐに示 談をすすめなければな らないようにあせる人

3. を取っておくこと。 （1）損害賠償の内容	
1、傷害のとき（限度額 50万円）要求できる項目としては	○治療費・入院費 ○通院の車代 ○添添料 ○救助捜索費
2、治療の問題がでてくることがある。あまり急ぎすぎる と、とんだ損をすることがある。	○義肢等の費用 ○診断書料 ○休業補償費 ○後遺症補償費（一五 ～三〇〇万）
3、交通事故相談所や、損害賠償に詳しい人の意見を十分聞いて示談に備えることが肝要である。	○後遺症補償費（一五 ～三〇〇万）
4、最初の段階で、被害者が、加害者側と話し合うとして考えられることは、治療費の支払方法はどうするか、生活に困る場合、生活費はどうしてくれるか位のものであろう。	A 給与所得者は雇主の証明（源泉徴収票添付書を要す）商工、農林、漁業者等は納税証明書（税務署又は市町村）大工、左官等で給与との

者であつても一日七百円が支給される。

C 学生アルバイト 小、中、高校生等は無職者とされているが、アルバイトをしていれば一日七百円が支給される。

(iv) 嵌詰料 強制保険から支給されるのは、年令、性別の如何を問わず一日千円とされている。

(v) 後遺症補償費 障害の程度に応じて一四級（一一万円）から一級（三〇〇万円）まで一四段階に分かれ、医師の診断に基づき、査定され、それぞれの級に応じた額が支給される。

この補償費は、傷害の保険額五〇万円とは別わくで支給されることになっている。

以上が、傷害の場合、強制保険から支給される項目と額であるが、事故に会えは五〇万円がそつくりもらえ

はっている人がいるが、死が長くなれば、それでは治療費がかかる。他の損害（休業補償）は、強制保険からは出ないということに、取り分が少なくなることである。極端に云ふと、葬儀に要した費用（死後生活費）が主なものである。損害は以上の項目の総和であるので、ごく高齢の人で遺族の少ない人は、三〇〇万円に達しない場合も出てくる。死亡本人の慰謝料が二万円認められるようになつたので、減額にはなるが、示談や裁判、任意保険は極めて稀である。

▲ 古寺 (元松原)
昔、安楽院のあったところ
といわれている。
今、ここに、南朝の忠臣北
島親房の後裔 (親房から八
代目に当る) 北畠隼人頸
允の墓がある。頸允は、門
司閥に生まれ、後に、岡城
主麻生隆守の家臣となり、
岡城、落城の日、(天文十
五年九月二十八日) に戦死
した。
その子宗閑こと平右衛門は
母方 (頸允の妻は、門司城
主門司氏の娘であった。)
の門司姓を名乗って、坂農
した。

▲ 道楽屋敷
慶長の頃黒崎城主井上周防
之房 (道伯) が、別荘 (本
居は、陣原東屋敷にあった
。) を構えていたところで
ある。陸守院の北側一帯を
いう。即ち、道楽は、道伯
のことである。西園寺の現住職熊鷹氏は、
その子孫といわれ、寺伝に
因に、道伯の墓碑は、今、

▲ 古寺 (元松原)
たのは、江戸期からで、今
でも、各地の寺の入口や、
墓などに、圓覺堂や、十五
堂が残っている。

▲ 三吉
大昔は、このあたりまで、
海であった。
「遠賀郡誌」にも、「この
地、古へは、瀬戸の江濱で
ありし由にて、塙浜などい
ふ田字あり。」とある。
なお、ここには、熊山、熊
浦、熊原などという地名があ
るが、このくま (熊) は、
和歌山県の熊野と同じよう
に、航海に関係があり、舟
が風待ちするのにはよい、
奥まったところのことであ
る。